

公益社団法人開成町シルバー人材センター会員就業規約

第1条（会員の就業条件）

公益社団法人開成町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

第2条（業務の具体的内容及び会員業務委託料）

発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及び会員業務委託料（会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。）以下同じ。）の額は発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

第3条（就業条件に係わる会員の同意等）

- 1、センターは業務実施会員（発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務実施する会員をいう。以下同じ。）が会員業務に着手する前に、会員業務に係わる就業条件については本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。
- 2、前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容および本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係わる請負契約又は準委任契約が成立したものと取り扱う。
- 3、発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。
- 4、前項の規定により前条の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。
- 5、前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約または準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたものとして取り扱う。

第4条（会員業務委託料の支払）

- 1, 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする
- 2, 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から業務実施会員に支払われた「報酬の支払い日」とみなす。
- 3, 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
- 4, 前項の会員業務委託料の支払期日は発注者が業務実施会員から成果物の引き渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。
- 5, 第3項の規定による支払いに係わる振込手数料は発注者が負担するものとする。

第5条（センターによる立て替え払）

- 1, センターは民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して、会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。
- 2, センターは前項の規定による業務実施会員に対する支払いを行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

第6条（会員業務の実施）

- 1, 業務実施会員は会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情を受けることが無いように特に注意しなければならない。
- 2, センターは業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な啓発を行うものとする。
業務実施会員はセンターが行う安全就業の啓発活動に協力しなければならない。
- 3, 発注者は業務実施会員が会員業務を実施するにあたり業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう必要な配慮を行うものとする。

- 4, 発注者は業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことはできない。

第7条（費用負担等）

- 1, 会員業務実施のために必要な機械、器具、原材料等は業務実施会員が用意するものとする。
- 2, 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は対価を支払って会員業務の実施のために発注者から機械、器具の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
- 3, 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
- 4, 発注者は第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具の貸与を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。
- 5, 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。
- 6, 第3項の規定は前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を「受けた場合」について準用する。
- 7, センターは第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときはその対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

第8条（会員の履行不能）

- 1, 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。
- 2, センターは前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他業務実施会員が会員業務を完遂できないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
- 3, 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
- 4, センターは第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該実施会員以外の会員（以下「代替

会員」という。)又は会員以外の者であつて、センターが適当と認めて業務を行わせる者(以下総称して「代替会員等」という。)を選定して会員業務を完遂させるものとする。

- 5, 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約の定めるところにより、新たに業務の委託をおこなうものとして取り扱う。
- 6, 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は発注者とセンターが別途合意により定める額を当該実施会員に対して支払うものとする。
- 7, 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
- 8, 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
- 9, 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払いについて準用する。

第9条(利用契約の終了等による会員業務の終了)

- 1, 発注者とセンターとの間のシルバー人材センター利用契約が有効期間の満了により終了し、発注者とセンターの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは速やかにその旨を業務実施会員(当該利用契約の終了の際現に会員業務を行っているものに限る。次項において同じ。)に通知し、会員業務を終了させるものとする。
- 2, 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約(同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約または準委任契約)は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。
- 3, 第7条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

第10条(中途解除等の事前予告)

前条の規定にかかわらず、発注者から6カ月以上の期間行う業務委託を中途解約したり、更新しない旨の予告があった場合は、センターは速やかに業務実施会員に予告するものとする。

第 11 条（著作権の帰属等）

- 1, 会員業務の実施により発生する著作権は、業務の実施会員に帰属するものとする。
- 2, 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途ご合意し、かつ、その旨会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

第 12 条（再委託、権利・義務の移転の禁止）

- 1, 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。
- 2, 前条第 2 項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他人に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。
- 3, 第 1 項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

第 13 条（守秘義務・個人情報管理）

- 1, 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
- 2, 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者または第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3, 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 4, 第 3 項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

第 14 条（損害賠償）」

- 1, 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合はその損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2, 発注者は、前項の規定により、業務会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。
- 3, 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。
- 4, センターは、第 2 項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法 474 条の規定に

よる第三者の弁済として、発注者又は第三者に対し損害賠償金の支払いを行うものとする。

- 5, センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払いを行った場合においてセンターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

令和7年4月1日施行